

商工会が推奨するASP経営システム

# ネットde記帳

## インターネットで

# 楽々 経理

### しませんか?



ネットde記帳は、  
経理業務の負担を軽減する  
新しい経理システムです!!

詳しくはネットで!! <http://www.shokokai.or.jp/kicho/>



**宮下** ところで、吉田さんのように医薬品をネットで販売されている業者の方々にとって気になるのが、二〇〇六年六月に公布され、〇九年春に施行される予定の「改正薬事法」ではないでしょうか。

**吉田** はい、こちらの動向は非常に気になっています。リスクの大きな医薬品の順に、一類、三類と分類し、一類と二類に関しては、原則対面で情報提供を書面で行いながら販売することが義務づけられるというものですよね。

**宮下** この薬事法改正に関連して、メリットとデメリットの両方が懸念されています。メリットは、これまで医薬品を販売できたのは薬剤師のいる薬局だけだったのが、改正後は「登録販売者」という資格を取得することで、コンビニでも二類と三類に関しては売れるようになるということです。

逆にデメリットとして、ネットショップなどの通信販売では、薬剤師、登録販売者にかかわらず、販売できるのは三類のみに限定されることになりそうです。

**吉田** うちの店などは、私自身が薬剤師の免許を持っているので、現状ですと一類か

ら三類までネットでも販売できていたのに、これからはその販売ができなくなってしまうなんて、納得いきません!

**宮下** 法律改正の背景には、通信販売ではなく、対面での販売をしたほうが、消費者にきちんと安全性などの情報が伝わるという趣旨があり、それが今回要求されたのでしょう。

いずれにしても、果たして〇九年の施行がどのような形で行われるのか確認が必要ですが、一定の影響はやむをえないかもしれませんね。

**吉田** そうですね。ネットショップというのは、消費者にとっても、販売するほうにとっても、使い方ひとつで大変便利で合理的なものだと思いますので、今後も戦略的に付き合っていきたいと思っています。

とにかく、今は販売努力をするしかないですね。

**宮下** そうですね。大変な時代だと思いますが、ご健闘をお祈りしております。

**吉田** どうもありがとうございます。

## 知的財産権制度 Q & A

(特許庁)

### Q.産業財産権の情報・調査

~商品としては世の中に出ていないのですが、他人が自分と同じ発明などをすでに出願しているかどうかは、どういった方法で調べられますか?~

**A.** 商品として販売する場合や出願する場合は、「産業財産権情報」を調べておく必要があります。「産業財産権情報」とは、発明、デザイン、商標等に関する権利情報の総称です。これらの情報は、特許庁が発行している公開特許公報、特許公報、実用新案登録公報、意匠公報、商標公報等の各種公報類などのほか、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が提供している「特許電子図書館(IPDL)」や民間事業者による特許情報サービス、さらには外国特許庁のホームページ等を通じて調べることができます。

特に、特許電子図書館(IPDL)の調査手法については、各都道府県(一部の県を除く)に「特許情報活用支援アドバイザー」が常駐していますので、当該アドバイザーによる調査の指導・助言を受けることができます。「特許情報活用支援アドバイザー」は、無料で企業訪問によるアドバイスなども行っています。「特許情報活用支援アドバイザー」は秘密保持義務を負っておりますので、安心してご相談ください。

特許電子図書館について <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>  
 特許情報活用支援アドバイザーについて <http://www.ryutu.inpit.go.jp/ptpadv/index.html>  
 特許情報提供事業者について <http://www.jpo.go.jp/kanren/gyousya.htm>

